一般質問

５名の議員から一般質問があり、町長及び教育長の考えを問いました。
（質問内容・答弁については、要約して掲載しています。）

農水産物の直売所について

江上恭司議員

質問

せたな町は、第一次産業を土台としている町です。

農業面では水田単作から複合経営が進んでおり、多種多様の農産物が生産されています。

週一回、旧公民館で開かれているふれあい市場では、地元の農水産物は非常に人気があり、多くの町民から喜ばれています。個人でやっている農産物の直売所でも、朝出したものが午前中になくなります。

町民の中にも地元の農水産物を日常的に買える直売所があればいいという声もあり、生産者の方も町民に食べてもらいたいと思っております。

そこで行政が中心になりながら関係機関、生産者が一体となり、農水産物の直売所を作り、日常的に町民の手に入る取り組みが必要ではないでしょうか。

このことにより地産地消にも繋がり、町民に大変喜ばれると思いますが、町長はどのように考えているか伺います。

地産地消の有効な手法と考える

答弁・町長

食品表示の問題などで食に対する信頼が大きく揺らいでいる中、全国的にも地元で採れる農水産物を地元で消費する取り組みが広まっています。

せたな町でも地産地消推進会議を開催したところです。

ご提案の農水産物の直売所も、地産地消の有効な手法であると私も考えています。

町民が身近で新鮮なせたな町の食材を愛用しようという趣旨から、「せたな町食彩カレンダー」を製作中であり、今月末（６月）に町民に届けます。

当町には直売所が個人で７件、農協のもぎたて市２件、漁協の夕市、ふれあい市場があります。

いずれにしても主役はあくまで生産者・消費者であり、行政の役割はさまざまな運営主体によって、取り組まれている地産地消に対して全体をフォローしていることを基本と考え、地産地消推進会議を継続し、さまざまな情報提供や連絡調整などの支援を継続的に行ないたいと考えています。

再質問

既存の形を大事にして地産地消を進めるのもいいと思いますが、今、町民が求めているのはキュウリの曲がったものなど市場に流通できないもの、また複合経営の中でお年寄りが作ったいろいろな果実など、これらの安全安心な生

産物を気軽に出せて、町民が気軽に買えるような今までより一歩進んだシステム作りが必要と考えます。

町長はいろいろな形で既存のことを進めていますが、生産者・消費者が気軽に参加できる一歩進めたことも検討していただけるかどうか、もう一度答弁をお願いします。

既存の産直活動を優先する

答弁・町長

直売所などは消費者にとってみれば、新鮮な農水産物を生産者から直接安心感を持って購入でき、生産者にとっては市場では評価されにくい完熟の新鮮さ、見た目にこだわらない味の良さ、品質に見合った価格設定などのメリットがあると思っています。

しかし、先程も述べましたように、既存の産直活動に対して、創意工夫をされる努力をしていただくことを優先したいと思っています。その結果、どうしても既存の直売所では対応できないような盛り上がりの機運が高まった時点では、当然検討しなければならないと思っています。

いろいろな角度から十分検討して、生産者・消費者のためになる状況を作っていかなければ難しいと思っており、これからの推移を見守りながら実施するときに大いに知恵を貸していただけるようご理解をお願いします。

地元海産物の直売所

火災警報器の設置について

質問

せたな町で昨年、住宅火災により、1名の方が亡くなっています。こういう現状の中で、国が消防法の改正ですべての住宅で火災警報器の設置を義務付けました。それから2年経過しており、設置したところでは3～4倍の効果が出ているとの報告もあります。しかし、現状ではあまり進んでいないように思います。

住宅用火災警報器の設置推進のため、2点について伺います。①町が抱えている町営住宅・教員住宅への設置を年次計画で進めると聞いていますが、どのような計画を持って進めるのか。

答弁①・町長

消防法に定める整備期限である平成23年5月31日を目標に進めているところです。

全体予算は1200万円で町内32団地697戸を計画しています。平成20年度ではみやこの丘、夕陽が丘、川沿、徳島団地において508万円の予算で409基設置、平成21年度も500万円規模で予定しており、最終年次には残りの入居者の住宅に設置を計画しています。教員住宅については、22年・23年の2カ年で計画しています。

住宅用火災警報器については、いろいろな種類があり、住宅のタイプにより設置する数が異なっています。

せたな消防署では町広報誌やチラシなどで周知しており、すでに設置している方もたくさんおられると思います。管内統一条例（檜山広域行政組合消防事務）であることから他町とのバランスも考慮する必要があると考えています。

【質問②】

火災が起きた場合、高齢者が犠牲になる割合が高くなっていますが、高齢者の生活は非常に厳しくなっており、高齢者の住宅への設置を推進するためにも補助制度を考える必要があると思います。高齢者・低所得者の対策をどのように考えているのか伺います。

【答弁②　町長】

現在、補助制度は考えていません。自分の生命財産は自ら守る認識を持っていただき、各戸に対して設置期限である23年5月31日までに設置するようPRをします。

再質問

比較的新しいところからやる計画ですが、むしろ老人家庭を中心に本当に困っている人、動けない人が入居している住宅を中心に考えるべきと思いますがどう考えますか。

消防署のチラシを見ますと、天井から0・15m以内など非常に細かくなっています。

他町とのバランスを考慮するといいますが、生命を守るその取り組みを先進的に進めるべきであり、バランスを考える必要がないと思います。

自分の命を自分で守るのは当然ですが、障害などで自分を守れない人もいます。障害者手帳を持っている人は、いろいろな補助制度がありますが、手帳を持っていない人は対象外になります。

町民の生命を守るのは行政の仕事であり、高齢化が進んでいる町でこそやさしい施策が必要と思います。再度、町長の考えを伺います。

いろいろな角度から対策を考えたい

答弁・町長

障害者に対する補助制度であり、現行の障害者日常生活用具給付等に関する規則で対応が可能と考えています。

いろいろ限られた財源の中で、すべての高齢者・低所得者対策をやるのは必ずしもできるものではございません。

したがって、今我々はどういった形での対策がいいか努力しており、福祉灯油などの対応をしてきました。

いろいろな角度から考えさせていただき、どこに支援をするのが一番効果的かを考えて調整をし、推進していきたいと考えています。

北檜山情報センター

小・中学校の学校図書購入費と教材費について

質問

三位一体改革により、年々地方財源が厳しくなり、特に地方交付税が大幅に減少し地方財政が厳しい現状の中、マスコミ等に報道されているように多くの自治体では財政措置として図書購入費・教材費が他の予算に回っています。

せたな町においても図書購入費は基準財政需要額の25%、教材費については8・2%しか使われていません。

私はすべてを使えということの議論をするつもりはありません。今現在子どもたちが、パソコン、携帯電話の普及など本を読まない状況にあると思います。

教材費について、財政が厳しく財政措置できないという諦めムードもあります。しかし、教材費の8・2%はあまりに少ないと思います。

せたな町の将来を担う子どもたちに小・中学生の時代に本を読んでもらい、人格形成などの環境づくりが必要と考えますが、現状を教育長はどのように考えているか。

中心校の予算確保に向けて努力したい

答弁・教育長

国において、人間性や感性を育てていくために学校図書の整備が必要として、19年度から新たに学校図書の標準達成を目指すとして、地方交付税措置がされました。

私は学校に対して、朝10分間の読書の活用をお願いし、20年度には小中14校中12校が実施しています。

国の標準冊数は60冊で小規模小学校は大きく上回っています。今後は中心校を中心に、倍額の予算確保に向けて努力をします。

教材費について、学校からの要望に優先順位をつけ、70%位の要望に応じて予算措置をしています　国の基準は1175万8000円と積算されますが、19年度はその21・09%の予算措置です。

余剰金について各学校の運営費に充当しており、小中の消耗品費は19年度地方交付税を上回っています。

今後も教材教具については、学校の要望を十分踏まえながら整備に努めてまいりたい。

再質問

中心校以外は対児童数から見て多くありますが、かなり古い本もあります。

10分間の朝読書が進んでいますが、先生方は忙しい中で大変になっていると思います。私は司書を1人くらい町において、各学校を回って子供が本を読むような普及活動を推進するべきと考えています。

また、教材費については、優先順位を決めてやっていると答弁していますが、実際には古いものを交換するだけに終わっているように思います。

今はいろいろな形で発達しており、教材費もいろいろ変わってくると思いますが、先生方から要求が上がってきていないのか。学校から上がってきた場合、優先順位を付けて希望に応えていく体制を作っていくことができるのか、再度、伺います。

学校の要望に応じて整備している

答弁・教育長

確かに古い本はありますが、新しいものに代えるよう指導しています。

子供たちが読む本に使うか、それとも学習用に使うのか、学校の考え方で辞書などを買うのにかなり値段が張ります。

そこで、大成図書館、瀬棚図書センター、北檜山情報センターを活用し、図書館にある本を学校に回し、1ヶ月間子供たちに読んでもらう方法で、できる限り読書活動を推進していく形でやっています。

教材費については、交付税額の20％しか予算措置されていませんが、学校から上がってこない限り予算は付けられませんし、小学校に５００万円の財源があるのですべて整備に回せということにはなりません。

学校の要望に応じて何年かの計画の中で随時更新していくという形で整備しており、学校の要望については、十分応えているということでご理解をお願いします。

旧楢崎医院の活用について

小平　久　議員

質問

昭和24年から旧瀬棚町で開業以来、地域医療に貢献されてきました楢崎医院が３月で59年の歴史を閉じました。

楢崎医院は、せたな町民はもとより檜山北部、後志からの患者にも愛され、利用されてきて、閉院に当っての患者の対応にも大変な心配りがありました。せたな国保病院を初め医科診療所やロイヤル病院等への転院の対応など、最後まで地域医療を支えてきた誇りと責任を全うされたことに心から敬意を表するものであります。

昨年の12月に楢崎医院から町民のために建物の活用をしてほしい旨、町側に申し出があったことが町長から議員協議会で報告がありました。

多くの町民から活用の仕方に関心が寄せられています。

楢崎さんの善意に答えるためにもきちんとした利用、活用がされるべきと思います。構想がありましたら、お聞きします。

答弁・町長

調査検討のための補正予算を提案している

町民に惜しまれながら本年３月で閉院した楢崎医院は、59年という長きにわたって地域医療にご尽力されました。このことに対し心から敬意を表すとともに、深く感謝申し上げる次第です。

旧楢崎医院の施設につきましては、昨年12月楢崎医院から閉院後の無償譲渡について町に申し出がありました。

町は現在、どのような形で活用できるかを調査中で、幾つかの選択肢を考えおり、調査検討、計画策定のための補正予算を今回提案しています。

国の医療制度改革による療養病床の再編成や地域における将来的な高齢者の医療、介護などのニーズを踏まえたうえで、議会とも十分協議しながら慎重に検討してまいりたいと考えています。

再質問

楢崎さんとの無償譲渡の協議、手続き等十分に煮詰まっていないようですので、踏み込んだ質問は差し控えたいと思いますが、せっかくの好意ですので、前向きに善処していただきたいと思います。

それで、私からも提案させていただきます。医療施設からの転換となれば福祉施設が適当と考えます。

現在、せたな町の福祉施設への入所待機者は、きたひやま荘と大成長生園で約90名います。今後も増加の傾向が続くと思いますし、この解消にどう取り組むかも町の課題と考えます。

この４月から療養病床を削減するため老人保健施設への転換を促進する方針を政府は示しております。サテライト型及び医療機関併設型小規模老人保健施設を指すものと思います。人員基準等の緩和がされていますし、介護報酬の算定の１８０日の日数上限も撤廃されています。楢崎さんの善意に答えるため、小規模老人保健施設を考えていただきたい。

本年３月に閉院した楢崎医院

答弁・町長

計画が煮詰まった時点で協議したい

ただいまのご提案ですが、十分私の胸のうちに入っており、既に指示をして検討させています。詳細については、今後煮詰まった時点でご協議をお願いしたいと思います。

補助金自主返還の約束は

質問

北檜山町体育協会及びキャンプタウン推進事業補助金使途に係る調査特別委員会は、20年1月7日で調査を終了しました。

調査結果は、18年度の補助金のうち、不適正会計処理や補助対象経費としてなじまない支出として、体育協会が11万3305円、キャンプタウン推進の会が15万3392円で合計26万6697円であり、全額返還されています。

しかし、14年度から17年度までの4年間は、保存すべき決算証書が完備されてなく、確認調査はできなかったが、事務局担当者から14年度から事務局手当の範囲内で自主返還する旨の意思表示があったとされています。

私の聞く範囲では5月末までに返還された事実はないようです。

どのようになっているのか経過も含めて伺います。

本年度中に返還する事を確認している

答弁・町長

平成18年度分については、本年1月25日に補助金返還が終了しています。

また、14年度から17年度の4年間については、事務局手当の範囲内で自主返還する旨の意思表示がありましたが、その後、動きがなかったことから、2月28日に副町長が本人と面談して、速やかに誠意を示していただくことの確認を行なっています。

返還状況を北檜山町体育協会へ確認したところ、本年4月17日に体協口座へ5万円が入金され、6月16日、体協から町へ納付されています。

20年度中には、誠意を持って自主返還したいということでありますので、誠意を尊重したいと考えています。

再質問

自主返還するに至ったことについて、12月26日の第4回調査特別委員会で道高副町長は次のように報告しています。「事務局長の責任といいますか気持ちとして、平成14年度分から事務局手当の範囲内で自主返還を考えていて、それで償いをしたいという話でございました。このことについては大変重く受け止め、議会にも報告させていただきます。」ということでありました。

自主返還にしても一定のけじめがあってしかるべきだと思います。監査委員からも不正会計処理と指摘され、道高副町長をはじめ町の幹部職員5人で対応した特別チームの調査結果とすればお粗末な対応でなかったのかと思います。

4月17日に体育協会に5万円入金になっているが、体育協会が2ヶ月間も保管している理由に意味があるのですか。今までの返還金は町に直接払われています。

体協を経由し町に返還されるものと考える

答弁・町長

当時の状況については、副町長から特別委員会に報告をしておりまして、手当の範囲内で返還をすること、金額についても期日についても定めていませんでした。このことは議会に報告して了承をいただいています。我々は本人の誠意を大事にしたいと考えていますし、本人がきちっと考えて、しかるべき金額を返還するものと思っています。

手当の範囲内で返還するということですから、町の合併と同じで新体協は旧体協を引き継いでいますので、体協に返還をしてから町に返還することが、流れとしてはいいと考えています。

国保病院に付添い家族の休憩室を

質問

新町における医療体制は、医科診療所と大成診療所が無床化され、瀬棚区、大成区の住民は、休日、夜間、深夜の救急体制は勢い国保病院に収容されることになりました。

その際、患者の容体が落ちつくまで、あるいは入院することになった場合や、転送されるまでの間、患者の付き添い家族は、長時間にわたり病院内にいなければなりません。

特に夜間から早朝まで公共交通の手段もなく、冷たいパイプ椅子に腰をかけて待つのが現状です。

医療再編で不便を余儀なくされている住民のために行政の対応として考えてくれてもいいのではないかという声を聞いています。

せめて畳の部屋に横になって毛布などで休めるようにしていただきたいと思います。

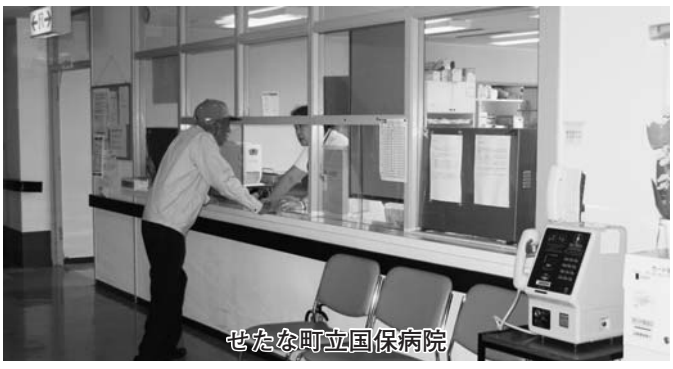
せたな町立国保病院

補助ベッドで対応している

答弁・町長

比較的重症な患者及び特に付き添いを必要とする患者さんは、個室に入っていただいており、付き添いの方には寝具料をいただき補助ベッドで対応しているところです。

患者以外の方が病院に寝泊まりすることは、警備、防災上、衛生面などから好ましいことでありません。また、あいている病室であっても保健所の指導もあり、むやみに開放することはできない状況にあります。

患者さんの付き添いを前提として、その意に沿った形で誠意を持って病院と協議し、対応したいと思っています。

再質問

特に高齢夫婦のどちらかが急病などで収容された場合の待ち時間の長いときは大変な苦痛を感じているということを聞いています。

町長の答弁の中で、改めてベッドを利用してもらって料金を払う問題とは違うんです。

突発的に、救急車、あるいは家族で来る場合もありますけれども、その場合に横になって休める部屋が欲しいということです。中心の病院として、両区に対し、あるいは北檜山区の遠くから来る患者さんのために考えていただきたいと思います。

高齢化社会に対応する「保健、医療、介護、福祉」の連携、継続への取組について

大野一男議員

質問

本事業の今後の取り組みについて町長にお伺いします。

①特定健康診査等が始まり達成数値目標を掲げ事業の推進を図ろうとしているが、現況の各支所における保健師の配置人員で対応しえるのか。

病院と相談し対応

答弁・町長

心配されるのは、付き添いを必要としないところで、長期間滞在されるということにも繋がりかねませんので、病院と相談させてもらいますが、質問の内容から必要なこととととらえ、対応させていただきます。

答弁①・町長

保健師全員と栄養士、事務担当が各区の日程を調整しながら行っており場合によっては臨時職を雇用しながら対応しています。現在のスタッフで十分機能していると考えています。

【質問②】

介護の施設サービスは絶対量が足りない状況にあるが、療養病床の削減は更にこの状況に拍車をかけ、いわゆる介護難民が懸念されるが、施設整備も含め受け皿づくりをどう整えていくのか。

【答弁②　町長】

現段階では制度運用の方向性が変わってきており今後の国の動きを見ながら対応していきたい。

将来を見据えた受け皿になる施設の整備は必要性の予測、ニーズを的確にとらえ、今年度策定する高齢者福祉計画、第４期介護保険事業計画などに位置付けていく考えです。

【質問③】

介護認定審査会は今金町との共同設置をやめ、せたな町単独で運営するのが経済的、効果的と考えるかどうか。

【答弁③　町長】

共同設置することによる容易な審査委員の確保ができるほか、審査判定の公平性が保たれること、経費面でも経済的かつ効率的な運営になっていることから現況のまま進めていきたい。

【質問④】

地域包括支援センターの創設に伴いスタッフの集約化が図られたが、各支所への十分な配置も必要と考えるかどうか。

【答弁④　町長】

地域包括支援センターサービスのスタッフはセンター設置に伴う職員の本庁への集約はしていません。又介護保険におけるマネージメントを町の事業所から民間事業所へ移行を進めた結果、大幅に事務量が減ったことから直営の３事業所を１事業所に集約したということです。介護保険法の改正により介護予防に重点を置いた事業展開が求められていることから、地域包括支援センター機能の充実を図るため、本年度から各支所へセンター職員として配置し居宅介護支援事業所職員を兼務しながら地域の高齢者に対応しているところです。４月から３区にそれぞれ高齢者等支援員を新たに配置し高齢者への訪問活動を行い安否確認、実態調査などを実施しているところです。

【質問⑤】

民間によるグループホーム

が2区に開設され既存の福祉施設も厳しい経営環境の中、自助努力により運営を図っています。こうした民間の事業体は大きな社会資源と考えます。今後もよきパートナーとして後押しする施策が必要と考えます。

【答弁⑤　町長】

町内民間事業所への対応ですが、参入については歓迎するものです。予防プランは町が、介護プランは民間事業所が担当していく事ですみ分けをしたところです。又町内民間事業所連絡協議会を昨年度から開催し情報交換や研修会をしています。今年度は認知症サポーター養成講座の開催を検討し、今後はできる限り情報提供を行いより一層連携を図りながら支援をして参りたいと考えています。

再質問

特定保健指導はメタボの対象者から平成24年までに45％の方に保健師が個別に指導改善を求めて行く具体的なものであり、その対応も含め中央に集約するより各地区にもう1・2名配置し、地域を絶えずカバーする形で活動をした方が効果が上がると考えますがいかがですか。

民間の介護施設は公益性が強く福祉という公共性の中で共に携えていかねばならない施設運営です。

将来予測される大きな施設改修等の時は町も相談に応じるなど資金的な補助など何らかの間接的にでも行政の後押しを考えていただきたい。地域密着型サービス等により施設サービスの枠も広がると思いますが、そうなると給付の財政負担、介護保険へのはね返りが表裏で心配されます。財政の健全化と福祉行政の進めの上で負担との兼ね合いをどう位置付け第4期高齢者保健計画、介護保険計画に反映していくのかお伺いします。

二人三脚で更に発展をさせていきたい

再答弁・町長

大変高い目標値であり、かなりの努力が必要ととらえています。達成のためにも効率的な措置が大事であり現状の体制をとったということです。保健師は12名、栄養士2名、他に3名の支援員を配置し他町に比べてもかなり高いレベルにあると思います。

民間事業の参入は大変ありがたく大幅に保健福祉行政が進んでいます。二人三脚で不足の部分を補いながら更に発展をさせていけるようお互い努力したい。

総合計画で「安心して暮らせるまち」の実現のため、しっかりと保健福祉行政を進めていかなければならないと考えています。これから検討に入る第4期計画等には職員の知恵を絞り、行動もしっかりとって行きたいと思います。国の方向性とも十分整合性をとり、当町としてやるべき課題に対応したいと思います。

漁船燃料高騰による漁業経営悪化への対応について

質問

この（6月）18、19日イカ釣り船が一切出ていません。

今朝のテレビでもこの模様を特集で放送していました。随分このアピール活動が全国的に注目を浴びていると思います。相次ぐ、漁船燃料の高騰は漁業経営の個々の自助努力ではどうにもならない限界を超え、経費節減も焼け石に水の状況にあり、出漁するほど赤字が膨らむ漁業者が増える事態まで事の深刻さが広がっています。

各漁業団体は実情を訴えるべく一斉休業によるアピール活動も検討され、国への抜本的な対策を求めて行こうとしています。

本町の基幹産業である漁業のこうした危機的状況はゆゆしき問題としてとらえ、実態をよく調査しその具体的な実情を国、道へ訴え漁業者と共に要請活動を展開支援していく必要があると考えます。町独自の支援等を含め町長の見解を伺います。

燃料高騰対策を関係機関に求めていく

答弁・町長

原油高による漁船の燃油や漁具資材の高騰に伴い、漁家経営が逼迫した状況にあることから、漁業者がひやま漁協の財務改善計画に基づき負担している販売手数料の一部を助成する漁業経営安定対策事業補助金の支援策を講じてまいりました。漁船燃料A重油価格は7月に100円を突破することが予想され値上げに

歯止めがかからない実態であります。
　燃油高騰による漁業経営の窮状を訴えるため全国の漁協連合会など12の漁業団体は８月に数日間以上の全国一斉休漁を検討しており、国に燃料高騰対策の拡充を求める要請活動をしているところです。檜山沿岸各町さらに全道全国も同じような状況にあることから、町村会並びに漁協と連携を密にしながら国、北海道に対して強く対策を要請したいと思います。

再質問

漁業者がこの石油高騰により、漁をしても採算がとれない状況にあるという認識を持ち、町の基幹産業である漁業者が今そういう窮状に陥っていることも理解しながら、今回の２日間の休漁によるアピール活動とも呼応し、議会も行政も何らかの形で訴えていく要請活動をしていくことはしっかりやっていただきたい。
**　他の産業団体に助成制度の例はないかと云うと、配合飼料価格安定制度の互助制度があり家畜飼料などが平均単価を超えた場合は、国と飼料メーカーが通常の補てんする基金を設けて飼料の価格が高騰するとその基金から補てんをして飼料の価格の安定を図り、これである程度のコストで運営できる仕組みができたとのことです。**
**　漁業者に対する今回の基礎的なコストである油の高騰を補てんする形で支援していくことも機会がありましたら、浜の代表として具体的にそういう要請活動を皆さんに呼びかけていただきたいと思います。**

再答弁・町長

方策を研究しなければならないと考える

　漁協等では国に様々な対策を要請していると伺っています。
　助成制度等は現在取り組んでいるものとして、燃油の消費量の大幅削減をする操業方式の実証支援などがあり漁業経営体質強化緊急対策事業として省エネ型施設、機器の導入などの試験的導入支援も瀬棚支所で19、大成支所で７、今取り組みをするということです。畜産の配合飼料安定基金、こうした制度がこの燃油等に応用できないかということについては、私も同様の考えを持ち、話を伺った経過がありますが、畜産の飼料の場合は生産者、飼料メーカー、流通メーカーがそれぞれ基金を積み、国はもちろんそうですが、そうした大きな基金を積んで値上がり時に補てんするという制度であり、燃油の場合は、なかなかそうしたことが難しいと伺っています。いずれにしても、こうした大変な状況を乗り切るために、当然、生産者だけの努力ではできないことは明らかでありますから国、道としっかりとした対応が必要と思っています。
　町としても財政に限度はありますが、こうした部分でどういう形がとれるのか、これからも研究していかなければならないと思っています。

ジャガイモシストセンチュウ対策について

平澤等議員

質問

今春、今金町で発生確認されたジャガイモシストセンチュウは、人体に全く害の無いものですが、馬鈴薯の生産障害と流通そして有利販売に係わる銘柄維持に致命的な影響を与えています。このセンチュウは36年前に真狩村で発生が確認されてから、道内で１市18町村に拡散しております。幸いにも当町は未発生ですが、隣町の発生となると生産者や農協等の関心は極めて強いものです。
**　今金町での発生地域の原因と固体密度、せたな町としての現状把握と生産者はもとより一般町民の方の理解と協力を得られる対応策は万全か？**

答弁・町長

侵入防止に徹底して取り組む

　今金町で発生したジャガイモシストセンチュウは20年以上も地中で生存するので、原因となる侵入経路の特定は困難な状況です。今金町での発生地区は種馬鈴薯の主産地である神丘、鈴岡、金原地区ですが、個人情報保護の観点から詳しくは申し上げられません。固体密度は低密度から高密度と様々です。
　本町は幸い未発生ですので、侵入防止に徹底して取り組みます。檜山北部２町と３農協と普及センターとで「地区ジャガイモシストセンチュウ対策協議会」を設置し情報の共有化、対策を協議しており、

町内のジャガイモ畑

農地に立ち入る場合は、水、洗浄容器、ブラシなどを携帯し土の移動をなくすることで侵入防止を図りたい。

なお、一般町民の皆さんには花や野菜苗等の土の移動や、農地への出入りには十分注意するよう広報活動をします。

また、生産者の皆さんにも自衛対策に、しっかりとした取り組みをお願いしたい。

※ジャガイモシストセンチュウは、馬鈴薯の病害虫の中で最も恐れられている害虫ですが、そのジャガイモを食べても人体には害がありません。（根に侵入し寄生するもので、ジャガイモ自体には入りません。）根系の発育阻害により、生育不良や早期の枯凋となり減収します。

地域懇談会の開催について

菅原義幸議員

質問

当選後町長が、諸行事などの機会を通じて気さくに町民と接していることを、よく承知しております。しかし瀬棚区では、「町長の考えを直接聞いたり、要望を聞いてもらったりする機会がなくなった。」という声を耳にします。

そこで、住民との接触を強めるために、地域懇談会の通年開催を提案します。懇談会に対する受け止め方は、区によって差があると思いますが、次の点について伺います。①町民が、参加しやすい時期や時間帯を選択できるように、通年開催とすること。②懇談会には町長・副町長も可能な限り出席すること。③議員にも開催案内を行い、出席・発言できるようにすること。④階層別・分野別の懇談会や、少人数の懇談会の開催要請にも臨機応変に対応すること。⑤行政側の人数は、極力少なくし、町民が話しやすい雰囲気にすること。以上の5点の答弁を求めます。

答弁・町長

町民の声を聞けるのは願ってもないこと

地域懇談会の開催については、合併特例区の事務として処理することとなり、区主催で開催され、私も出席して住民の声を聞かせていただいております。合併時の平成17年12月上旬に3区それぞれ開催した代表者懇談会では、旧町どおりの方法で開催すると決定されております。

瀬棚区におきましては、従来どおり町内会長のみの出席で、1会場で開催すると決められており、現在この決定に従って実施しています。

大成区や北檜山区と同様に、瀬棚区においても諸行事の案内には出来るだけ参加をしていますが、これまで以上に町民の皆さんの声を聞かせていただけるということについては、願ってもないことです。

各町内会、各種団体の総会などに案内をいただければ、皆さんの声を直接伺って、町政に反映したいと思います。

特例区設置期間後については、議会にも相談したいと思います。

後期高齢者医療制度について

質問

4月にスタートした後期高齢者医療制度について批判が噴出し、かつて政権の中枢にいた政治家や与党議員からも反対の声が出ており、政府与党も運用面の改善を余儀なくされました。この制度は、75歳になると国民健康保険や社会保険から強制的に締出され、保険料の「年金天引き」、払えない高齢者からの保険証の取り上げや、健康診断、外来、入院、「終末期」すべての段階で差別医療となる危険性があるなど、制度設計自体に根本的な欠陥があり、白紙にもど

北檜山区地区懇談会（太櫓地区）

すべきだと考えます。

①「私は、国に物申すだけの識見はもっていない」という3月議会の町長答弁は、現在でも同じでしょうか。

答弁①・町長

制度の趣旨や仕組みなどが十分周知されず、運営主体の広域連合での保険料の算定の誤りや、市町村での年金天引きの誤徴収などによる苦情が報道され、制度自体への信頼が大きく損なわれています。

5月に全国知事会、6月に全国町村会から所要の対策を講じるよう、厚生労働省に申し入れをしています。参議院では、廃止法案が可決され、与党内でも低所得者の軽減措置の拡大など、見直し案をまとめました。高齢者に不安を与え、現場に混乱を招いていることは残念です。

【質問②】

「保険料が上がるかどうかは、わからない」、「加入者の8割が軽減措置の対象者と見込まれる」とする答弁についても、再度伺います。

【答弁②・町長】

保険料は2年ごとに見直され、厚生労働省は平成27年度には、現在の10％が10・8％までアップすると想定しており、今後増えてくると思います。軽減措置は、現時点では正確に判断できません。

【質問③】

特定検診の自己負担分が、道内57市町村で無料化されていますので、当町での無料化を求めます。

【答弁③・町長】

特定検診は、広域連合から委託を受けて一人500円で実施していますが、今後無料化を検討します。

談合疑惑報道と、入札行政の改革について

質問①

森町、開発局、札幌市や江差町の談合疑惑が連日報道されていますが、6月11日付の道新社説は、「談合は税金を食い物にする悪質な犯罪だ」と指摘しています。談合問題に対する所見を伺います。

答弁①・町長

談合疑惑に関する報道は、大変遺憾に思います。

【質問②】

新町になってからの、入札行政の改善点を伺います。

【答弁②・町長】

建設課の所管を、財政課に変更し、透明性・公平性を高め、本年から指名業者数の拡大を図りました。さらに区内業者優先の指名方針を変更し、全業者の指名機会の均等を図りました。

【質問③】

見積り合せは、全応札業者立会いのもとで開札すべきではありませんか。また平成20年度の、物品購入を含む随意契約件数を伺います。

【答弁③・町長】

見積書の開札について、建設工事見積心得を整備したいと思います。5月末までの随契件数は、委託259件、工事請負21件、物品購入8件です。

【質問④】

6月16日入札の北檜山小学校屋内運動場改築工事の本命情報を町長に報告しましたが、対応内容を伺います。

【答弁④・町長】

情報を受けた翌日の6月3日、公正入札調査委員会を開催しました。6日には11社から、「せたな町談合情報対応マニュアル」に基づき事情聴取を行い、談合の事実はない旨の申し出と、誓約書の提出を受けました。これらを公正取引委員会にも報告し、16日に入札を執行しました。その際、工事費内訳書を提出させ、内容確認のうえ落札としました。指名業者の新聞発表前にもかかわらず、談合情報が寄せられたことに当惑しており、町外業者3社が辞退するなど大変遺憾に思います。

【質問⑤】

昨年度発注の北檜山保育所増改築工事に関する指名願及び、現場代理人・主任技術者の雇用実態を含めた施工体制台帳のチェック内容を伺います。あわせて、元請業者の責任施工や、グループ内下請企業の2次下請業者への丸投げについて、行政の監督・指導内容を伺います。

【答弁⑤・町長】

雇用実態は、業者から社会保険被保険者証の写しの提示を求め工事監督員が確認をしており、施工体制台帳は、下請け業者の建設業許可や下請け額、注文請け書の確認をしています。

元請業者は、10社に対して1次下請けさせており、元請グループ会社1社のみが、2次下請契約をしています。全社について建設業許可等の確認をしており、建設業法上の問題はないと考えます。

再質問①

Cランクの保育所工事に、唯一指名されたAランクの業者が、96・7％の高落札率で受注しています。

再答弁①・町長（副町長）

（副町長） この工事は確かにCランクであり、基本的にはCランクの業者を指名すべきですが、昨年はAランクの仕事の発注が少なかったので、受注の機会を与えました。特

別の理由がある場合は、指名できることになっています。

（町長） 落札率が高いから、受注調整があったのではないかという指摘ですが、そういう実態は掴んでいません。

【再質問②】

下請け業者は、元請完工高にカウントされず、地元業者育成に反します。

【再答弁②・町長】

それぞれのクラスに分けて入札しており、ランクの低い業者の育成も十分考慮して入札しています。

【再質問③】

1次下請けと2次下請の金額差が大きいことをどう思いますか。

【再答弁③・町長】

元請の責任施工については、必ずしも元請業者の施工実態がなくても、問題はないと担当課から聞いております。グループ内下請企業の2次下請は、見積もりをして安い業者を選定したものと思います。

【再質問④】

主任技術者の雇用日は、19年4月1日とされていますが、健康保険被保険者証の交付日は7月18日です。この方は、前年の18年6月に退職しており、一時的なレンタルではありませんか。

【再答弁④・町長】

主任技術者の問題については、健康保険の提出を求めて雇用の実態があったと判断しています。書類上のチェックはしておりレンタルではないと判断しています。

【再質問⑤】

2次下請けは、直行で1次下請けにだすべきです。

【再答弁⑤・町長】

資料を見ますと、グループ内下請け業者1社が2次下請けに出していますが、材料を支給し、施工だけの発注のようです。

【再質問⑥】

Aランクの仕事がないからCランクの入札に参入させたとのことですが、Cランクの業者も仕事がないのは同じです。96・7%の高落札率は、受注調整を感じさせるものです。

【再答弁⑥・町長】

指摘されている中身については、町としてなかなか知りえない部分です。現状は資材もかなり上がっており、90%を超える落札価格が即受注調整を疑わなければならないかということについては、多少疑問が残ると思います。

【再質問⑦】

主任技術者は、工期の3カ月前に雇用することが指導原則です。届出を忘れたというのは理由になりません。工事終了後の退社日時を含めて、調査してください。

【再答弁⑦・町長】

書類上の不手際はないと思いますが、指摘もありましたので、この件については調査確認をします。

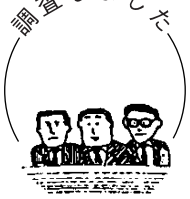

委員会レポート

総務財政

一、調査年月日

平成20年4月11日

二、調査項目・調査結果

①町総合計画について

平成20年度から22年度までの3ヶ年の「実施計画の概要」について確認した。

②分掌事務の改正等について

行政組織条例の一部改正に伴い、行政組織条例施行規則と総合支所設置条例施行規則も一部改正が行なわれ、本庁及び瀬棚・大成総合支所の新しい機構組織図により説明があり、各職員の分掌事務について調査した。

③平成18年度普通会計決算の全国類似団体との財政比較分析について

人口及び産業構造等により全国の市町村を35グループに分類した結果、当町と同じグループに属する団体は55団体あり、比較表により調査した。

④新地方公会計制度の導入について

国は平成23年度（平成22年度決算）までに、決算における発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで「財務書類作成総務省方式改訂モデル」により（1）貸借対照表、（2）行政コスト計算表、（3）資金収支計算書、（4）純資産変動計算表を整備し公表することを確認した。

⑤当面の財政事情について